

第1日目(12月9日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成20年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30人であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、魚沼新報社より写真撮影の許可を求められておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、議席番号19番・笛木信治君及び議席番号20番・牛木芳雄君の両名を指名いたします。

(「19番了承」「20番了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る12月3日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日12月9日から12月19日までの11日間としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月9日から12月19日までの11日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 (所信表明及び行政報告を行う。)

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第6号 議会運営委員の辞任及び選任についてを行います。議会運営委員の辞任及び選任についてはお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第6、報告第7号 常任委員の所属変更についてを行います。常任委員の所属変更についてはお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第7、報告第8号 所管(所掌)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。所管事務調査につきましては、この間3回行わせていただきました。

第1回目ではありますが、11月14日、委員の出席状況は全員出席10名であります。正副議長さんにも出席を求めました。

調査の内容でございますが、執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、臨時会の会期及び議事日程等の議事運営に関する事務調査などを行いました。なお副市長が

らの出席依頼があり、臨時会召集に至った経緯について説明を受けました。

調査の事項は20年第2回南魚沼市議会臨時会の運営について。それから議場音響設備改修に伴う議席及びマイクの設置について。職員の議員控室の使用について。その他であります。

第2回目は調査の状況は11月27日。委員の出席は8名であります。正副議長に出席をいただきました。

調査の内容については、議会改革の当面の結論及び執行部要望事項の取り扱いについて協議を行いました。

調査事項については議会改革について。執行部要望事項について。それから選挙におけるポスター及びビラの作成並びに自動車の使用の公営について。その他であります。

3回目が12月3日。委員の出席状況は10名全員出席であります。正副議長も出席をいただきました。

調査の内容につきましては、執行部総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、12月定例会の会期並びに議事日程等の議会運営に関する事務調査の検討などを行いました。なお、市長から出席依頼があり人事案件の説明を受けました。

調査事項ですが12月定例会の運営について。それから改選後の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の定数について。閉会中の議会運営委員会の開催について。その他であります。

以上3回議会運営を行いました。報告を終わります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

牧野 晶君 一番最近行われた議会運営委員会の人事についての中で、人事案件についての議決方法が無記名投票になったというふうに聞いているのですが、どのような経緯でそういうふうになったのか。ちょっとお考えがもしありましたらよろしくご答弁お願いします。そのときの状況をよろしくお願いします。

角谷議会運営委員長 第1回目ではなくて第3回目の市長からの出席依頼のもとで行った人事案件でしょうか。（「はい」の声あり）そうですね。

市長の方から人事案件の内輪を発表していただきまして、この議会にご説明を申し上げるという説明でありました。（「採決の方法が無記名というのはどういう経過か」の声あり）それについてはあまり話が出ませんでした。ただ会派に持ち寄って検討しておいていただくとうような話になっております。

今、人事案件についてちょっと説明を先走りましたが、人事案件なものですから議会運営委員会で途中で休憩をとって、そして本会議で混乱が起こらないように各会派で検討しようとういうことにしました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

若井達男君 一つ確認させていただきませんが、各会派で検討するという今、委員長の前者の質問に対しての答弁でしたが、そうするとまだ決定はしていないと。そういう話はあ

たけれども決定はしていないというふうを考えてよろしいわけでしょうか。

議 長 ちょっと休憩をいたします。

(午前9時55分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前10時16分)

角谷議会運営委員長 大変申しわけありません。私がちょっと誤解がありましたが訂正をさせていただきます。休憩をとりまして本会議で混乱の起こらないようにいろいろ配慮をいたしまして、議会運営委員会ではそのように決定をさせていただきました。

議 長 若井議員よろしいでしょうか。(「了解」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議 長 総務文教委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原総務文教委員長 それでは総務文教委員会の所管事務調査についての報告をさせていただきます。

調査事項につきましては1番の天地人博、伝世館についてから8番のその他までということになっております。

調査の状況ということで10月22日に行っております。委員の出欠状況につきましては全員。それから議長からも出席をいただいております。

調査の内容につきましては、執行部、教育長以下ここに書いてあるような方々の出席を求めて、現地調査及び事務調査を行ったというところであります。それでは資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に天地人博、伝世館についてということでありまして、説明の中では天地人博の建物は終了した後、取り壊すということになっておりますので、外部については装飾をするという形よりも隠すという形でやっていきたいということでありまして、ただ、西側が駅から降りてきて一番のメインでありますので、その部分については思い切ったPRをしていきたいというようなことの説明がありました。

それから物販ゾーンについては、オーナー方式でやってどこかの会社にしきってもらいたいというようなことでありまして、それから博覧会の入場者数については大体20万人を予定しているということで、事業費的には2億円ぐらいを予定していると。その中で市から5,000万円の予算それから県からの震災復興キャンペーンでの3,600万円、それから入場料収入ということで20万人かける400円ということで8,000万円。残りの3,000万円について今、協賛、広告についてお願いをしているというところであります。

それから伝世館につきましては甲冑、情景ジオラマあるいは直江状等を今、上田史談会と検討しているところであります。それから運営につきましては、当面市で直営としたいということでありました。

誘客宣伝についてはJTBを中心にお願いをしているということ。博覧会のパンフ、ポスターについては第2弾を出す予定であると。それからホームページの立ち上げ、新潟県でのプレディスティネーションキャンペーン、それらとあわせてやっていきたいというようなこととあります。6市でカレンダーを作っていくというようなこととありました。それから湯沢駅からの2次交通も検討中であるというような諸々の説明があったあと、質疑に移っております。

主な質疑について報告をさせていただきますけれども、天地人博のスペースの中にもう少し地元をPRする部分があってもいいのではないかと、という質問に対しましては、当然地元観光PRというのの中に入れていくというような答弁でありました。

それから駅通り商店街の対応、あるいは市民の対応というようなこととありますけれども、ようやく天地人博を放映を機にやってみようというような気運になってきているが、まだもう少し本気になってやっていくというところまではいっていないというような説明でありました。

それから今、坂戸山への登山客等がたくさん来ているわけです。あるいは城跡等に来ているわけですが、観光案内版が不足をしているのではないかとというようなこととありましたけれども、着手をしているというようなこととあります。それからそれらに対してのガイドについては有料を考えているというようなこととあります。二次交通につきましては来年の1月から2月にかけて試験的にやってみようということとあります。ただ、これはバス運行でありますので相当の経費がかかるというような説明があったところとあります。

次に2番目の北里大学保健衛生専門学院の状況ということで、これは現地調査をしたところとありますけれども、先ほど市長の所信表明にもあったように包括協定を結んでありますし、非常に期待をするところはあるというふうに思っております。ただ、経営でありますので、前回は視察をさせていただいたときに感じた中では、やはり定員割れが何年も続くということになると、その部分についてはシビアに考えなくてはならないというような部分の説明もあり、話の中から伺っているところとあります。

3番目の消防庁舎の今後についてということで説明をさせていただきます。庁舎の現状という部分につきましては、ここに書いてあるように図面が裏にありますA棟、B棟、C棟というふうになっております。A棟につきましては築38年、B棟につきましては築34年を経過しているという中で、この二つに対しては取り壊しをしたいというふうな考えであります。それからC棟につきましては二次診断による結果を受けて、補強工事あるいは大規模改修等の概算費用を算定した中で、改修か新築かを総合的に判断をさせていただきたいというような話がありました。

そういう説明の後、質疑に入りまして土地の敷地についてでありますけれども、平成28年に司令室のデジタル化があると。そうした場合に司令室をなくして作ることはできないわけで、消防署とすれば旧ファミリーブック側を買収した所に建物を作って、そこに司令室を移転してその後撤去をしたいというような説明がありました。

それから道路改良につきましてはいつ頃かという中で、平成22年度までには更地にしていただくよという話がありますので、その前に車庫等ぐらいは移転する必要があるかというようなことでありました。それからこの場所がベストであるかというような説明の中では、署を二つ作るということであれば当然六日町、塩沢というふうになるわけですが、一つの署であるならば現在地は地域的にあるいは位置的にも、また辺りの環境からしても最高の場所かというような説明、答弁があったところであります。

それから4番の国体についてであります。リハーサル大会につきましてはここに書いてるようにテニスが7月17日から20日、自転車ロードについては8月24日に開催をされております。自転車競技につきましては7月27日の大雨で37キロコースが30キロコースに変更して実施をされたということであります。

この二つのリハーサル大会の中で大きな指摘事項はまずなかったということ。それから自転車ロードのコースにつきましては来年7月にタイムリミットと。コースを37キロコースが使えるのか、今の今年使用した30キロコースでいくのかを決定するのは、来年7月がタイムリミットだというふうな説明があったところであります。

それから来年度の本大会がありますけれども、自転車競技についてはここに書いてあるように9月27日ということでもまだ稲刈りの真っ最中という中で、その辺のことを周知徹底しながら協力を願っていくということ。テニス競技については10月2日というようなことであります。それから盛り上げるという意味で市民会館にカウントダウンボードを設置して、今、気運醸成に努めているというような説明があったところであります。

そうした説明のあと質疑に入りました。交通トラブル等はなかったかということでありませけれども、大きなトラブルの情報が入っていないということであります。ロードレースであります。来年は「天地人」のイベント、それからそれらが稲刈り等の部分もあるわけですが、今以上に広報活動をやっていききたいということです。それからテニスの方で施設について問題点はなかったかという中では、若干トイレ・シャワーに不足が生じたというようなことでありますので、それらについて対応をしていきたいということであります。

それから市民への盛り上げはどうするかというようなことの中では、来年度は今年以上に2倍ぐらいの500鉢ぐらいのプランターを用意して、それを市民から育てていただいて大会の会場に設置をしたいと。それから小中学生に手作りの幟旗をつくってもらおうかと。そのようなことを考えているというようなことであります。それからロードレースの中では市民への取り組みという中で、地元の方々から役員に沢山なっただきたいと。立哨員として今年もなっただけですが、そういうふうに地元の方々から参加をしていただくことによって、そういう不満等を解消して本当に地域あげての国体としていきたいというような答弁があったところであります。

次にいじめ・不登校につきましては、ここに書いてあるとおりであります。件数としましてはいじめが小学校の場合は昨年度27件でありましたが今年も11件というようなこと。それから中学校は昨年が6校49件でありましたが今年も5校20件ということで、

いずれも減少しているというようなことであります。

それから不登校についてはここに記載をしていることでありますけれども、増えているということでもあります。それからこれらの不登校についてはその生徒児童に対しての働きかけもさることながら、保護者へのカウンセリングが一番のポイントかと。それを優先して解決しないと解決できないというような説明があったところでもあります。次のページのいじめ根絶スクール等についてはご覧をいただきたいというふうに思っております。

こうした説明のあと質疑に入りまして、小学生の2割、中学生の5割の方が携帯電話を持っているがそのことについてどうだかという話の中では、教育委員会として禁止というのはなかなか難しく、学校あるいはPTAの中で申し合わせで持たせないことしかできないというようなことであります。そういう申し合わせをしても現状は中学生の半数が持っている状態であるというようなことであります。

それから六中でのいじめについては、昨年が非常にあったわけですが、今年はないというわけではありませんが、去年のような異常な状況ではないというような答弁でありました。

それから6番の学力テストの結果についてということでもあります。19ページですが、ここに調査結果が出ておりますけれども小学生は昨年と比べまして国語「知識」「活用」とも、それから算数についてもどちらとも全国平均、県平均を下回っているということでもあります。中学生につきましては数学の「知識」それから「活用」が若干下回っているということで、国語についてはほぼ同レベルかなというような話でありました。

あとは学力テストに付随をして学習状況調査というものがここに載っておりますが、見ていただきたいと思っておりますけれども、やはり家庭学習ですけれども30分程度しかやっていないとか、あるいは全くやっていないとかというそういう部分の数字が非常に多くなっております。特に中学生につきましては6割ぐらいの方が30分程度、全くしていないという結果が出ているわけですので、この部分は非常に憂慮すべきことかなというふうに思っています。

そうした説明の後で質疑があったわけですが、結果について市民一般への公開はやられるのかということの中では、公開はしていきたいということでもあります。それから学校間において差があるというふうに思うわけですが、それらに対してはどうしているかということについては、本当に教員の指導力向上に努めていくしかないということでもあります。

ただ、指導力を努めるについてもなかなか研修に行きたくてもスケジュール等が合わなかったり、あるいはそれをカバーできないというような中で、なかなか研修に参加できないことも現実にあるというような答弁でありました。

それから去年やってまた反省の中で一番反省したのは何かという中では、1年間やってきてどういうことをやってきたかという中では、何も書かなかったのが非常に昨年多かったと。今年もそれを何とか解消しようということで努力をしたわけですが、なかなか大きな改善にはならなかったというようなことの答弁等があったところでもあります。

それから携帯電話につきましては、取り組みの中に教育委員会としてきちんと入れていた

だきたいというふうな問題につきましては、携帯については「不要です」とか、あるいは「持たせないようにしましょう」というぐらいのことしかやはり教育委員会ではできないと。いろいろな問題が今、起きているわけですが、そのことを紹介しながらそのことを呼びかけていきたいというような話でありました。

それから7番の指定管理の状況につきましては、ここに書いてあるように現在の指定管理のスポーツ振興公社の状況があります。公募の理由としては経費の節減、競争原理を働かせる、それから両者の利便性を図っていくためにということで、23施設について今年度期限が切れるわけですので公募をしていくということです。公募の期間については11月4日から11月18日。それから一括管理ということですし、基本協定の期間は5年間とすると。ただ、その中で毎年度ごとに契約をするというような説明があったところでありました。

そうした説明の中で主な質疑ということで、非公募から公募にし一括にした場合は現実的に手を上げる業者がいるのかというようなことでありましたけれども、分散をした場合にはいいところ取りをされるということ。それから5年間の安定的なことというようなことで一括にさせていただきたいというようなことでありました。

それから今泉博物館あるいは鈴木牧之記念館、図書館等については、指定管理がよいのか直営がよいのか検討されたかというようなことの中で、図書館については検討した中では直営の方にすべきということでありました。ただ、図書館の入っている市民会館が指定管理になっている中では、別個に図書館を建てたりするという時期にそういうことに取り組んでいきたいというようなことでありました。今泉博物館それから牧師記念館については、今後今泉博物館がどのようになっていくかによってもう一度検討していきたいというような答弁でありました。

その他ということで統合五十沢小学校については、校名が五十沢小学校に決定をされたということ。それから県知事の基幹病院に対するいろいろな物議を醸すような発言がありましたので、その基幹病院の経過についての説明があったところでありました。以上であります。

議長 総務文教委員長に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いします。項目の多い調査をされましたが、一番目天地人博の会場の跡地利用についてですけれども、倉庫から用途変更もやったので、取り壊しではなくてその後の利用も考えているというような質疑は全くなかったかという点。

もう1点は資料15ページにあります不登校についてでありますけれども、小学校からの継続ということでは相当人数がいるわけですが、小中連携という取り組みを市がしているわけですが、その中で不登校問題について実際に小中連携を利用した取り組みについてこういうことをしている、というような説明があったかどうか以上2点お伺いいたします。

笠原総務文教委員長 天地人博の倉庫のことですけれども、あそこの市が取得した当初の目的というのは、本庁舎方式にすることによる駐車場の確保ということでありました。そこに天地人博が入ってきたわけでありましたので、当然終了すれば解体をして当初の目的どおりの駐車場として整備をされるものだというふうに思っております。ただ、そののと

ころでは突っ込んだそのことについての質疑というのはありませんでしたけれどもそういうものだと思っております。

それから不登校の部分でありますけれども、中学校入学をしたあと、小学校から不登校の方で中学校に入学をして30日以上長期にわたって欠席をされた方はおります。しかし、新しく中学1年生になってそこから30日という長期欠席をされる方はいないということですので、そういう意味からすると俗にいわゆる「中一ギャップ」の部分については、そう影響的には出ていないのかなというふうに思っています。ただ、そういう部分についての説明はありましたけれども、質疑についてはありませんでした。

中沢俊一君 27ページの学力テストの質疑の中に入りますけれども、公表とそれから対策であります。昨年隣の魚沼市は各家庭にこの結果については報告をし、また家庭での対策ということについていろいろな課題を出して対処しておりました。そのことについては私も当時、本市の教育委員会にも申し入れをしたつもりでありますけれども、本市でこれを具体的に生かすという時期とか方法がここについては書いていないわけですが、この程度の答弁で収まったのか。これをいったん聞かせていただきます。

もう1点ですけれども、何も書かない生徒が大勢いると。これは昨年も同じような指摘がありましたけれども、これがいわゆる思春期の反抗期特有の現象なのか、またあるいは一つのムードみたいなものになって学校に定着しているのか。またこれに対する手を1年間かけて打ってきたということですが、その内容については説明があったかどうか聞かせてください。

笠原総務文教委員長 最後の方の全く書かなかったという部分に対してのことですけれども、それについての説明はありませんでした。質疑もありませんでした。

それから結果をどういうふうにとらえて、そしてどういうふうにするかということであります。要は今の結果は全国平均、県平均よりも大体下がっているわけですので、それを高める努力は、一つは先ほど話をしたように先生の指導力の向上。それから家庭での学習時間の増大というふうに思っています。答弁の中であったのは、そういうふうに指導力を高めたいと思っても小規模校という部分で、先生が研修にも行けない。学校スケジュールとの調整の中で、なかなか研修に参加できない現実もあるというような答弁があったところであります。

阿部久夫君 1点だけ委員長にお聞きします。15ページのいじめでございます。先ほど委員長の報告には、もし聞き違いだったら申しわけませんが、いじめは減少しているというような報告がりましたが、今、いじめに対する評価というか態度というかそういったこれについて、何か見直しになっている。いじめの件数が大勢になったというような前に記事を読んだような気がするのですが、実際的にいじめに対するそういったものはどこまでどのような形でいじめにしてあるのか。そういったことでどういうふうになって減少になってきているのか。そういった討論、質問があったのか。お願いいたします。

笠原総務文教委員長 結論から言えばそういう討論、質疑はありませんでした。ただ、18年度からいじめの定義が変わりましたので、非常に伸びた部分でありますけれども、1

9年度と20年度は同じ基準で比べているわけです。ですので、そういう中でも19年度と20年度を比べれば数的には小学校・中学校とも減少しているというそういう説明があったところであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時ちょうどといたします。

(午前10時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 産業建設委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは閉会中に産業建設委員会に付託されました調査事件、産業建設委員会の方の報告をさせていただきます。

調査事項です。本年7月27日の集中豪雨災害の復旧状況についてということで、建設課分それから農林課分ということで共に現地調査もさせてもらっております。続いて「天地人」観光客の受け入れ態勢の進捗状況について。それから農業振興について。そしてその他ということであります。

調査の状況です。平成20年10月31日金曜日、委員は10名すべて全員の出席です。議長からも出席をいただいております。

調査の内容につきましては、執行部それぞれの関係の部課長あるいは課長の出席を求め現地調査及び事務調査を行っております。

では内容について若干説明をさせていただきます。まず災害地の復旧状況についてということで建設課分ではありますが。市長の所信表明にもありましたけれども建設課分につきましては、道路災害が4カ所、河川災害が1カ所です。1億1,495万9,000円の申請をしたわけでありましてけれども、決定額が1億353万8,000円ということでありました。この時期ですけれども本年度中に発注をすると、100パーセント起債ということになりますし、来年になってしまうと今度は過年災ということで起債の額がちょっと減ってくるということです。繰り越しするにしても何しろ今年度中の発注をしたいということで説明を受けております。

それでこの建設課の分につきまして質疑・答弁でありますけれども、清水瀬落合線のダム周回道路ですけれども、これにつきましては来年度の国体の関係もありまして、その辺どのような見通しで直せるかというようなことで質問がありました。答弁につきまして県分については発注済みであるけれども、国体が9月27日ということでありまして7月にはコースをきちんと決めなければならないということで、非常にこの辺については間に合うかどうかちょっと微妙な状況であるというような答弁がありました。

続いて農林課分の災害地の復旧状況についてでありますけれども、農林課長から資料でいますと14～19ページですけれども、これについて説明がありました。先ほどのようですけれども、農業施設としては3カ所ということでこちらからの申請額は6,082万5,000円であったけれども、決定してもらった額が4,349万円ということであったということです。林道施設については2カ所。やはり申請については2,797万1,000円。決定額が1,675万4,000円ということであったということです。

ただ、あと小規模な農業施設の災害については市の単独補助で支援をしていきたいという説明もありました。あと上原の取水口については河床が下がりすぎて荒又から水を引っ張ってくるということで、この方が工期的にも早いし工事費も安いということで、土地改良区、上原区、長森区、市でそれぞれ負担をして、今年中に完成をしたいということで取り組んでいるということでありました。

ここについてはやはり質疑ですけれども、今回の豪雨でほとんど埋まりきってしまったということであるが、他にもこういった今後も同じような災害が発生するおそれがあるわけですけれども、この辺についてはどういった対応をしていくかということで質問がありました。答弁としましては、やはりどうしてももう砂防ダムにしろ、こういった所も埋まってしまっているという状況があるわけですが、市単独というわけにいかないで砂防事業として地域整備部、林道山口線については治山事業として農林振興部にお願いをしているというような答弁がありました。

続いて「天地人」観光客受け入れ態勢の進捗状況ということでありますけれども、資料としては後ろの方20ページ～23ページにあります。天地人博については先ほどの総務文教委員長の報告にもありました。私ども産業建設委員会としましては、これが行われることについて、あと車が増えたりというようなところでどういった対策をしていくかというようなことの観点から調査をしたわけです。今のところは駐車場についてあそこの電化センターの跡地が大型バスが7台前後入るということでありまして、それで足りない分については市役所の北側の駐車場を解放していただくというような方向で協議をしているということでありました。

天地人博の受け入れ態勢についてですけれども、以下のような質疑あるいは答弁がございました。その天地人博はどのくらいの人員が一度に収容できるのかということで、収容人員、定員については約300人ぐらいと。ですので、大型バス8台分ぐらいのお客様が入れらるであろう。それでこの大型バスについては先ほども言ったように駐車スペースとしては7～8台止められる状況であるので、対応が可能であろうということでしたし、そこで足りない分については、そこでお客様を降ろして市民会館の方へバスを移動していくと。あるいは河川敷ですね。今、県の方で整備してもらっている河川敷の駐車場を利用するなどをしていきたいということでありました。

また大河ドラマに関しましては、地元の市民が最初は非常にこのことによって活気付いていたみたいだが、段々意識が少し冷えつつあるような心配をしているのだがということでした。

た。このことについてもっと当地でもロケ等々あったわけですが、こういったものを市民に知らせて市民も一緒にロケを見学したりしながら、大河ドラマと一体感がもう終わってしまったのであれですが、今後こういったこともあるのかというようなことで質問がありました。けれども、なかなかNHKの方では、今やっている大河ドラマが終わるまではこの後の分についてロケ等々あまり周知しないでほしいというそんな申し入れもあったということで、なかなか難しいということでありました。

また、もう一つですけれども、当然大河ドラマに絡めて博覧会、伝世館ということで来たお客様が登山なり他の観光にも回っていただけるということですが、今、八海山の阿寺コースが先ほどの豪雨災害で非常に歩きづらいというか危険な状況になっているようでありますけれども、この辺の迂回路は、ということでありました。今のところ検討中であるけれども、やはりどうしたらいいか非常に悩んでいる状況であるというようなことでありました。あとはちょっとこちらへまた資料を皆さんの方から見ていただければと思います。

続いて農業振興についてでありますけれども、資料が24～28ということであります。これも所信にも出ておりましたが作況指数が102、やや良ということで出ていたわけですが、作況指数の求め方ですとかそういったことの説明とそれからコストですね。今年のやはり資材等々が上がったことによって大変コストの影響が出てくるということで、19年に比べると来年の稲作にはこの肥料高騰の影響が多少出てくると感じて心配しているという話でありました。

27ページですけれども農業経営影響調査ということであります。一番下の表ですけれども、やはり経営規模ですね。1ヘクタール個人の方というのが10アールあたりの経費というのが非常に高いということでありまして、やはり30ヘクタールをやっている法人、組織でやっている所というのが比べると10アールあたりのコストが随分違うのがおわかりだと思えますが、こういったことで小さな農家が大変だということの説明がありました。

そんな中で次のような質疑と答弁がございました。集荷円滑化対策を発動しながらも政府は12万トン余剰米を政府米として緊急買い入れをするという。余剰米はおそらくこれから毎年どんどん出てくるであろうが、農家に本気で取り組んでもらいたいと伝えた方がよいのか。あるいは政府が今、他の対策をするのだから別に集荷円滑化対策に入らなくてもよいのではないかというような意見があるが、これについてはどうだということでありました。答弁といたしましては、市としてはやはりあくまでも米価を守るために、豊作のときは区分出荷して米の下落を防ごうという方向でいくということでありました。

もう一つですけれどもいろいろありましたが、あと南魚沼市では個人は2ヘクタール以上を担い手としているが、今後経費負担が増加すると想定されているので、幅広い考え方の中で意欲ある農家は面積が少なくても担い手と認めてもよいのではないかという質問がありました。これにつきましては、経済的にはやはり多くの方から入っていただいて、米価が下がったときにも保証を受けられるということができれば、市全体の所得が上がるということではあると思うのだが、3月議会までにはその辺のことも考えた中で結果を出していきたいという

ことでしたし、4月、5月にはまた次年度の品目横断の受付が始まるので、それに間に合うように何しろ検討していくということでありました。

その他にその他という中で市道認定についてと、それから鳥獣の農作物の被害状況についてということですが、これについては資料29ページを見ていただければわかると思うわけですが、かなりやはり鳥獣による農作物に対する被害、金額としては大きなものが出ていたということでありました。今年につきましては、サルについては発信機を取り付けたりして、サルのグループ分けあるいは行動範囲などをつかまえていくということで、農林課だけではなく環境課と一緒に対策について鋭意動いているという説明がありました。

続いて基幹病院関係の経過についてということですが、これも魚沼地域基幹病院の設置検討の特別委員会があるという中で、すべての議員が情報として共有して持っていたらいいだろうという中で、今までの経過等についてそれぞれ説明がありました。

続いてつなぎ込みについてということですが、下水道について職員の方のつなぎ込みというのが、まだ未接続の件数がかなりあるということだったわけですが、これについては、今年度接続した方、あるいは来年度接続する予定、それからその後ということではほぼ22年度中ぐらいには大体の職員の方がつなぎ込みができてくるということです。また、その間には今度まだ下水道が行っていない地域があるわけですが、そういったことも下水道が完備されていくわけですのでこの数は多少変わってくると思いますが、そういったことで順次それぞれ職員の方々あるいは市長から朝礼等々で啓発をしていただいて、結果として成果が出てきているというような説明がありました。

それから大和のクリーンセンターについてですが、これは20日の臨時会であったわけですがそのことについて、こういった議案が出てくるよというような話でしたので、これについては20日の臨時会の中でそれぞれ審議をしていただきたいということでありました。

その他に先ほどありました大和スマートインターチェンジの件、それから国際バレーボール連盟FIVBのプレス発表の件というようなことでそれぞれ説明がありました。ということで産業建設委員会の報告を終わります。以上です。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 農業振興について1点お聞きいたします。委員長の報告は先ほど作況指数102という報告でありました。私は正直なところ102という数字は、本当に何で102になったのかということは未だにちょっと不思議。実際的にそんなに採れていないところにも102ということでありましたが、それは102だったら仕方ないのですが、そうした中で来年の転作の配分が非常に心配されています。市長は努力していただいて今年度も地域間調整等をもって作付面積する場所も大分していただきました。しかし、来年度のことについてはまだちょっと心配です。来年の地域間調整についてとか、転作配分についてのそういった説明なりまたそういったものがあつたのかないのかお願いします。

樋口産業建設委員長 ぴったりその答えになるかですが、質疑としましては・・・多分余剰米はこれから毎年どんどん出てくるだろうと。そうした場合に集荷円滑化

対策に対して市が本気で取り組んでいてもらいたいということですね。これを農家の方に先ほども言ったように推していくのがよいのか、あるいは集荷円滑化対策に入らなくてもということでどっちかということだとさっきちょっと言いましたけれども、そしてさらに市としては減反達成率が100パーセントであるといった中で、国の方からまたそういったことを推してくるのであれば、これからずっと100パーセントの減反に、市として農家の皆さんにまたお願いしていくのかどうかというような質疑がございました。

答弁といたしましては、当初国の方では過剰米対策というのが9月15日の作況が出た段階でまだそういう話はなかったと。農協と相談し市内の全農家に集荷円滑化対策がこのままでは発動されますというようなお知らせをした。この対策というシステムの中に入っている方もいれば入っていない方もいるわけですし、入っていない方については発動されても別に関係がないといったことになってくるということで。市としては集荷円滑化対策には加入してくださいというお願いをしてけれどもということでした。ただ、今言った減反ということについてきちんとしたちょっとそのまま進めるとか、今後はそれをということまでの答弁はちょっとなかったようであります。

阿部久夫君　私は今委員長に聞きたいのは、来年度の地域間調整の見通しについてのそういういったものがあったのか、ないのか。その点についてちょっとあったらお聞きしたい。なければならないでいいですか。

樋口産業建設委員長　残念ながらございませんでした。

山田 勝君　先日、NHK新潟放送を見ると「天地人」というカウントダウンが画面にしっかり出されておりました非常に感動したところでありますが、「天地人」観光客受け入れ態勢の進捗状況の資料などを見させていただくと、単発で各それぞれの部分については説明がございました。ただ境港市の水木しげるロードみたいに道々にイメージをするような、「天地人」をイメージするような　要するに天地人博から伝世館へのそういった部分で、香林坊もそうでしょうが、そういう誘客の誘いのなそういう討論なり質疑・説明はありませんでしたでしょうか。

樋口産業建設委員長　今、本当にそここのところを一生懸命検討しているという話でして、本来・・・ということですよ。なかったです。

中沢俊一君　観光客受け入れ態勢についてお伺いします。先ほどの総務文教委員長の報告にもありましたけれども二次交通の話であります。JRに利用客の迎えに行くバスのことでもありますけれども、湯沢駅を想定としてやった場合大分コストが高くなるというような執行部の話もあったというふうに聞いていますけれども、やはりこれからの地域の観光の受け入れ態勢としてみれば、酒蔵あり、そういう史跡ありでありますから、湯沢へ来たお客さんを受け入れるということ。これはやっぱり大事だと思っていますから、それについての二次交通の検討というかその辺はあったかどうかお聞かせください。

樋口産業建設委員長　二次交通についての話というのは特に出していません。

議　長　他にございませんか。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長・牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をいたします。

調査事項であります。1番の地盤沈下について、2番し尿処理施設について、これは現地調査も行いました。3番の藪神北保育園について、これも現地調査を行っております。4番その他ということであります。

調査の状況であります。平成20年10月27日月曜日でありました。委員は1名欠席の8名が出席をし、議長からも出席をいただきました。

調査の内容であります。執行部から福祉保健部長、市民生活部長、他ここへ記載のとおり職員の出席を求めて、現地調査あるいは事務調査を行ったところであります。

2ページをお願いします。1番の地盤沈下についてであります。資料につきましては6ページから12ページに添付をしてありますのでご覧をいただきたいと思っております。市民生活部長よりこの資料に基づいて説明がありました。中段であります。平成18年度に環境省の委託事業を受けて「地盤沈下低減対策検討調査」を実施したわけでありまして、報告書の中で具体的な地盤沈下低減対策の目標値を設定されているわけでありまして、この許容揚水量と揚水削減方法等が提案をされているわけでありまして、地盤沈下量を最大2センチ以内に低減をします。そのための効果的な揚水量の削減対策を目指すべく取り組んでいるというところであります。

市長が議会でも答弁をしているとおり、この報告書において地盤沈下量をゼロにすることが望ましいわけでありまして、ゼロにするということであれば消雪パイプを全廃することに等しいと、このように提言されているわけでありまして、市としては安心・安全の確保、民生の安定あるいは市の産業の発展と、こういう部分からして消雪パイプの全廃というのは現段階では無理であろう。このような説明でありました。

これを受けて以下記載のような説明があったわけでありまして、質疑や答弁がありました。最初であります。直近の地盤沈下量はどのくらいかというふうな質問に対して、平成18年12月から19年3月にかけては例年になく小雪であったということでありまして、国から正式な数値の発表はないと。県の出した数値では0.8センチであるということでありまして、国からは2センチを超えないと発表になるので、南魚沼市は今回はこの発表の中に入らないだろうということでありました。以下質疑がご覧をいただきたいと思っております。

2番目にし尿処理施設についてであります。資料は13ページから15ページに添付をしてありますのでご覧をいただきたいと思っております。市民生活部長及び環境衛生センター所長より資料に基づいて説明がありました。現存のし尿処理施設は築後17年が経過をして施設全体の老朽化が進んでいることから、今後10年間以上の延命を 運転可能な状況を維持し施設の延命化を図るために、19年、20年の2カ年で大規模改修工事を実施してきたと、

こういうことであります。今後の維持管理については現在のし尿汲み取りの一部委託を除いて直接業務を行っているが、今後、総務部門を切り離し、総務部門を除いて管理運転全体について委託に切り替えるよう、このような方向で今検討をしているという説明がありました。質疑についてはそこに記載のとおりであります。

4ページをご覧いただきたいと思いますが、3番目として藪神北保育園についてであります。資料は16ページから21ページに添付をしてあります。統合計画もありますので藪神南保育園も一緒に現地調査をさせてもらいました。藪神北保育園でありますけれども、昭和43年に建設をしたと。築39年を経過した建物の老朽化が進んでいる、こういう建物でありまして、充足率が65パーセント。一方藪神南保育園につきましては平成8年に改築された建物であります。現在充足率が58.8パーセントであります。4月1日現在の人数で試算すると、統合しても藪神南保育園の現在の施設で対応が可能であるということでありました。

藪神北保育園の施設老朽化や少人数による保育、あるいは運営面これらのデメリットを解消するために保護者や地域住民の理解と協力を得た中で、児童のためにもできるだけ早い機会に統合ができるようにしたいと。このように説明がありました。

ちょっと資料をご覧いただきたいと思いますが、17ページをご覧ください。(3)番目にクラス数というところがありまして、表をご覧いただきたいわけですが。統合した場合、3歳児以上の混合保育が解消されるわけでありまして、児童あるいは保育士にとってもよいことであるというふうな説明がありました。

次の18ページをご覧いただきたい。統合によるメリット、デメリット。そこに記載をされておりますようにメリットがたくさんあって、あるいはデメリットが若干あるとこういうことであります。8番目に統合による財政的な軽減効果を試算した数字がそこにありますけれども、1年間に約2,940万円の財政的軽減効果を期待できると、このような説明でありました。

説明を受けて1点の質疑があったわけでありまして、藪神南保育園に統合した場合、それぞれの部屋の年齢ごとの必要面積は充足をされるかという質問でありましたけれども、そこに記載のとおり1~2歳の混合保育用のほふく室が面積不足になる可能性があるということでありまして。こうなった場合には増築が必要であると。しかし、統合する時点で年齢別の人数も変わってくるので、その時点で基準を満たしていれば、あるいは基準を満たした保育ができるように今後も検討していくと、このような説明でありました。

その他についてはそこに記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 議員定数調査特別委員長・関 昭夫君の報告を求めます。

関議員定数調査特別委員長 議員定数調査特別委員会の報告をさせていただきます。調査の経過ですが20年3月議会で設置が議決され、その後6回の委員会を開催させていただきました。各委員会ともそれぞれ審議した内容、意見等をお持ち帰りいただいて、またその内容を次回に反映していくように会派でご検討いただきながら、審議を進めてまいりました。2ページ、3ページにある議員定数の現状につきましてはご覧をいただきたいと思いますが、最終的に委員会としましては減員が適当とする委員が多数ありました。

ただ、現状維持が適当とする少数意見ですが、合併により議員数が半減した中、まだ合併をして間もない現状を考えると、もう1期現状維持が適当であるという意見がありました。また、多様な市民の声を議会の中で反映していくには、いろいろな人がそれぞれの考えを述べ合うことが大切であるという意見もありました。

減員を適当とするという委員の意見では、財政状況が厳しい中、多くの市民は議員の定数は多いと感じているという意見もありました。また、特別委員会を設置して現状維持では市民に対して示しがつかないというような意見もありましたし、市の人口は合併してから1千人以上減っており、今後4～5年でさらに2千人ぐらいの減が見込まれ、改選後には5万人台後半という状況も考えられるわけですので、減員しなければならないというような意見がありました。

委員会としましては減員が適当であるという多数意見のもと、4名減員し定数を26名とすることが適当であるというような多数意見がありましたが、その他に定数は20人とすべきという意見もありました。最終的に減員に賛成の委員につきましては、定数26人とする事で意見の一致をみました。本委員会といたしましては、6回にわたる委員会の中で慎重に調査検討をした結果、本市議会の議員定数は4人減の26人とし、次の一般選挙から適用することが必要であると決しました。以上で報告を終わります。

議長 議員定数調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

宮田俊之君 1点お尋ねいたします。自分としましては多数意見のほかにとりうな意見に近かったわけですが、26といいますが4人を減するという、4という数字が出てきたところの経過といえますか。これは他の市町村と比べたのか、それとも行政区割で何か考えられたのか。4という数字についての経緯を教えてください。

関議員定数調査特別委員長 経緯といたしましては、それぞれの会派でいろいろな調整をしてもらった中で意見として出させていただきました。それぞれの会派の中でどういうやり取りがされたのかわかりませんが、2ページ、3ページにもありますように、それぞれには議員定数の現状、それからいろいろなデータ等も委員には配付してありますし、それを基にしてそういう意見に最終的に集約されたものだというふうに思っております。

笹木信治君 30の定数を26にするという調査結果であります。ここではいろいろ全国的にも、あるいは県内的にも類似団体それから推移して、そうした数字が適当というようなことであります。やはり議員定数を減らすということは、政府は6万人を超える自治体について30名が適当としているわけでありまして、そこをさらに減らしていく。全国的

にそういう傾向であるとしても、明確にやはり理由づけがなければならないと思うのです。そういう点でお聞きしますが、まずそうした類似団体がほぼ30の定数以下であるということをもって、この26ということの理由づけとするのかどうか。そこをお聞きしたいし、もう1点は、議会議員がやはり市民の意見を代弁する非常に重要な役割を持っているわけですが、市民の中には定数を減らせという意見があることを私も聞いておりますしわかります。しかし、それが具体的にどの程度の割合なのかというのは、今回の調査ではアンケート調査もしていませんからわからないわけですけれども、そうした市民の意思がどの程度のものかというのをやはり把握すべきではないかと思うのです。その点についてお考えを、あるいは議論があったかどうかをお聞きいたします。

それから財政的な問題もあるわけですが、議員定数を減らすことがやはり厳しい財政改善のために貢献するということを考えておられると思いますが、そのことがやはり定数削減の大きな理由であるのかどうか。そこら辺の議論があったかどうかお聞かせ願いたいと思います。

関議員定数調査特別委員長　まず定数を減らす明確な理由ということでありましたが、先ほども申し上げましたように今6万人を越えている人口の減少傾向が見られるというようなことも大きな要因になっているというふうに思っておりますし、それから財政状況等も当然考慮されているものと思います。ただ、先ほども申し上げましたが、それぞれの会派で議論をしていただいた結果として持ち寄った中での意見の集約ということでございます。全国的な傾向等も当然考慮されている中で、委員の意思として決まったというふうに思っております。

それからその減員の関係のアンケート調査等というお話がありましたが、委員会では市民の意識も、それぞれの委員、それから議員が調べていただいた中で、それも委員会の議論の場にあげさせてもらいました。結果として減員すべきという意見が多いよ、という答えが返ってきたというふうに思っておりますし、それがこの数字に反映されたものだというふうに考えております。

笹木信治君　重ねてお聞きしますが、一つはやはり明確にここで謳ってあるわけではないのですけれども、財政的な削減というようなことは大きな理由であろうと思うのです。ご存知のように議会費は一般財源で100パーセント充てられているわけです。いろいろな所から拘束を受けないということが重要な要素になっているわけですが、これ議員が仮に4人削減されたとしても、それだけの4人プラス何々がそっくり財政的に楽になるというものではなくて、やはり基準財政需要額、政府のそうした試算の対象になっているわけだと思うわけです。実際4人を削減することによって財政的な効果は、市としてどのくらいとみていますか。そういう議論がありましたらひとつ。

関議員定数調査特別委員長　具体的な金額の議論等はありませんでした。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員定数調査特別委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で、所管（所掌）事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第8、平成20年請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願、日程第9、平成20年請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、日程第10、平成20年請願第10号 C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願、日程第11、平成20年陳情第6号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情及び日程第12、平成20年陳情第7号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情。以上5件を一括議題といたします。陳情第6号及び陳情第7号を総務文教委員会に、請願第9号を産業建設委員会に、請願第8号及び請願第10号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 まだ時間がちょっと早いようですが、次の日程第13はちょっと時間がかかりますし、人事案件を途中で遮るといわけにはいきませんので、ここで昼食のために暫時休憩といたします。再開は1時ちょうどといたします。

（午前11時47分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長 日程第13、第138号議案 副市長の選任についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第138号議案 副市長の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

議長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は30人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号21番・和田英夫君及び議席番号22番・笠原喜一郎君の両名を指名いたします。

(「21番了解」「22番了解」の声あり)

議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長 念のために申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

議長 ちょっと休憩いたします。

(午後1時05分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後1時06分)

議長 投票箱点検、異常なしと認めます。

議長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票願います。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議長 開票を行います。和田英夫君及び笠原喜一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(和田英夫君及び笠原喜一郎君立ち会いの上、開票)

議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、有効投票29票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成28票、反対

1票、以上のとおり賛成が多数であります。よって第138号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 日程第14、第139号議案 教育委員の任命について、及び日程第15、第140号議案 教育委員の任命についての2件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。両案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は1件ごとに起立により行います。

採決いたします。第139号議案 教育委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第139号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 採決いたします。第140号議案 教育委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第140号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第16、第141号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第141号議案 監査委員の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

議長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は30人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号23番・中沢俊一君及び議席番号25番・角谷英一君の両名を指名いたします。

(「23番了承」「25番了承」の声あり)

議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長 念のために申し上げますけれども、投票用紙に本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

念のために申し上げますけれども、会議規則第73条、第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否を明らかでない投票は否とみなします。

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

投票箱の点検、異常なしと認めます。

議長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票願います。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議長 開票を行います。中沢俊一君及び角谷英一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(中沢俊一君及び角谷英一君立ち会いの上、開票)

議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、有効投票29票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成29票、反対0票、以上のおり賛成全員であります。よって第141号議案は原案のおり同意することに決定いたしました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長 日程第 17、第 106 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

若井達男君 1 点ほどお伺いします。今、当市におきまして、公益法人それぞれ財団、社団あるわけですが、これらが実際この法改正になって一般社団、一般財団それらになったときに、どの程度地方税についての影響が出てくるか。確かこの切り替えについては公益性を二十数項目の中で 5 割以上満たしていないと課税団体になるというのが、国の法律化したなかの元だと思いますが、それらが今現在で計算できるものであるかどうかということで、出るようでしたらひとつお示しいただきたい。

あわせて、それぞれの持っている遊休財産も持ち越していくことには多分ならないわけですので、その処分の方法はこの地方税とはまた別の角度からなるかと思いますが、どういった取り扱いが行われるか。その辺をひとつお聞かせください。

税務課長 ただいまのご質問でございますが、当市に今、社団、財団であります法人の数が 6 団体ございます。議員ご指摘のとおり、この 6 団体が公益社団、公益財団にそれぞれ 5 年間の間に移行がされないということになりますと、法人市民税の最低税率 5 万円が今後課税をされるということになります。課税に関してはそういうことになります。

それから後段の方のご質問の件でございますが、私どもの方で残念ながら承知をしてございませんでしたので、ご回答ができないということをお願いをいたします。

議 長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決をいたします。第 106 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 106 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18、第 107 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第107号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第107号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第108号議案 南魚沼市ふれ愛支援センター条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 第13条の利用料金の減免についてですが、指定管理者が減額ならびに免除できますが、この部分についてその金額を市が補填をするということになるのでしょうか。

福祉保健部長 13条に規定します減免該当事項につきましては、次のとおりであります。まず1点目が障害福祉団体等がその団体活動のために利用するとき。第2点目がその他市長が必要と認められたとき。こういうことになっております。（「減免額を補填するかしないか」の声あり）補填はいたしません。

寺口智彦君 指定管理者にお願いするわけですが。第4条で支援センターの維持管理に関する業務を指定管理者が行うわけですが。この部分の収入が見込めないとすると、減免された分が補填をされないとなると、人件費という部分でかなり問題が出てくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方の基本はどうでしょうか。

福祉課長 この後、指定管理の協定を結ぶわけですが、その中で利用料の見込みを指定管理者の収入として計上するわけですが。その中でこういった減免の金額がどの程度かを勘案しながら収入を見込んでいきたいというふうを考えておりますので、そこで調整させていただくということでございます。

議長 他に。

宮田俊之君 この条例を制定するにあたっての前段の考え方を1点伺いたいのですが。

今、総合福祉センターでの改修をやっているわけですが、ここで障がい者の社会参加ということで第1条にずいぶんと書かれておりますが、どのくらいしっかりこの方々のニーズを聞いて、その改修をされた後にこうやって引き渡すのか。

それと市民の交流を促進し、ということではありますが、交通の便ですね。この辺について、しっかりと市内の循環バス等を回すような予定のうえで、こういった条例といいますか引き渡しをするのか。この辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長 現在この施設につきましては勤労者福祉センターということで、18年の10月に開設いたしまして2年が経過いたしました。利用状況を見ておりますと、この勤労者という立場で利用の申請があって減免したという実績はございません。そういったことからして、新しい施設につきましては勤労者として限るということではなくて、市民全体に対して広く使っていただきたいということで考えておりますが。ただ、先ほど説明しましたように、障がい者の関係、それから子育て支援の関係につきましては、今、そういった施設が不足しておりますので、その機能をこちらの施設に移すことによってその支援の強化を図っていきたいということです。こちらに入る団体等の協議は済んでおりますので、十分ニーズに応えられるものと思っておりますし、ニーズはあるというふうに考えております。

それから交通の面でございますが、私も今、市民バスの方の利用を考えておまして、そちらのダイヤの調整とか、都市計画課と今協議を進めておおむね対応できるだろうというふうに考えております。以上です。

宮田俊之君 今の前段の勤労者の方はそれでわかるのですが、今、改修をしている方のニーズの方のことでもう1回。どのくらい、要は回数ですね。これから入っていただく方にどれくらい回数を重ねて協議をされたのか、それについて1点伺いたいことと、今、先ほどダイヤをいじるというお話しでしたが、ここへ何本程度、障がい者のため、もしくは市民の交流のためにバスの本数を出されるのかという部分を、しっかりと今より手厚くされるのか、今の現状のままなのか。その辺についてちょっともう1回答弁をお願いいたします。

福祉課長 こちらに入る団体につきましては、先ほど言いましたように障がい者の相談支援センターとか、地域活動支援センターということで、この団体につきましてはスタッフが常駐しまして、障がい者の相談だとか日中活動の支援をしていくというふうなことです。そちらを利用する方、今50人ほどメンバーがいますが、そういった方が常時ではございませんが、利用していただくというふうなことになろうかと思えます。

それから通所作業者の友の家でございますが、今17人ほど利用していただいております。それはほとんど毎日ですので、その方、それからスタッフの方というふうなことで、20数名の方が常時利用するというふうな。土日は除きますが、平日は常時というふうなことになろうかと思えます。

それから子育て支援センターほのぼの広場でございますが、これにつきましては今、この庁舎の隣の保健センターで週1回やっているということでございますが、これをこちらのふれ愛支援センターに移すことによって1週間5日間開所をするというふうなことで、ここに

については相当数の利用が見込めるということでございます。

こちらの入所する団体との協議でございますが、3回なり4回なりというふうなことでやっておりますし、その以前から今の施設が手狭で困るというふうないろいろな要望を受けて、今回の施設を用意したというふうなことでございますので、十分承知していただいているというふうなことで考えております。

それから交通の関係ですが、交通の関係で一番不便となるのは、この友の家を利用する障がい者の方だと思っております。今、友の家につきましては、すぐバス停の近くですし駅も近いということで、大体交通機関を使って徒歩で施設の方に通ってもらっていると思うのです。それをフォローするために朝晩1回ずつ最低、今協議をしておりますので、あとその他は利用状況を見て、どの程度になるかまた判断してまいりたいというふうに思っております。

牧野 晶君 条例ができるのは大変いいことだなと。一步一步進んでいくことはいいことだなという思いがあるのですが、それと同時に強度不足ということで問題のあった建物で、実際今、工事に入られているわけですね。やはり使う方として、私はこういうふうな思いがあるわけです。一応問題があって、サッシが曲がったとかそういうふうなものが荷重に支えきれなかったというのがあり、それを設計業者さんや県などの協力のもと、補強工事をすれば再利用できるということになっているわけです。

けれども、計算と現場の実際のもののダメージが想定内であったか想定内でなかったかによって、また、今後の建物の安全性という点に、非常に問題がある場合もあるわけですが、実際、現場に工事に入って、要はこれなら問題ないという思いで工事をしていると思うのですが、やはりその点を一度は確認をさせていただきたいなというふうな思いがあるわけです。想定したよりも例えばダメージが少なかったとか、しっかりとした補強をしているので、問題なくふれ愛支援センターということできているというふうな、しっかりとしたご答弁を1回いただいておりますが、よろしくお願ひします。

副市長 もちろん安全性についてはご説明しましたように絶対に安全だと。安全でなければ使えないわけですから、それが前提でやっております。なお、議員おっしゃったように、いざ補修に入ったときの構造的なダメージですが、これは一部、ごく本当の一部のサッシが変形をきたしたただけでありまして、他の箇所は全く変形をきたしていないのですね。

それと、いわゆる変形を発見してからその後いろいろな豪雪ですとか、中越沖地震だとかそういうかたちを経験しましたが、被害の進行が全くなかったと。調査をした結果、全くなかったということで、最加重に対しての変形そのものというのは一時的なものでなかったのかなというふうに考えております。他のところに出たのであれば、場合によると全体的なかたちの中でそういう変形が出たと考えられるのですが、一番弱いところ、実際的にはコンサルさんに何か言わせますと、たれ壁のところの加重がそこへ、本当の一部のサッシのところへかかって変形をされたというふうに考察をしております。もちろん今後の利用に対しては計算上全く安全であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第108号議案 南魚沼市ふれ愛支援センター条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第108号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第109号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 やはりイメージとして温泉施設なもので、つい六日町の人間とすれば福祉的な感じのイメージを持ったのですけれども、この料金を見ますと小学生は1回200円とありますが、それ以外の方は600円の上限としてという言い方をされましたけれども、先ほどの社厚の発表の中では2社からの指定管理の応募があるというふうに何か書いてありました。

私の感じとしては600円ということであそこの施設でというのは、ちょっと疑問を感じてもいるのですけれども。そして1室の研修室の利用について、1時間1,500円というのでも高いのかなという。今のふれ愛支援センターでは半日単位で1,500円とかそういう規定になっています。本当に利用があるのかなという感じをちょっと受けていますが、そこら辺のことはどうなるのかというのでちょっとお聞きしたい。

それとここの温泉の温度は今現在何度になっているかお聞かせください。

市民生活部長 利用料金の関係ですが、私が条例の中でご説明申し上げましたのは、上限の範囲を最大限に定めたものでありまして、実際、利用に供する場合には事前に、指定管理者が決まった段階で協定等を結びながら、現行とそう著しくない金額で走り出すのが筋だろうというふうに思っております。最大限そこまでの範囲を定めた条例規定でありますから、何も600円にするということで今条例が決まるわけではありませんので、その点はお間違えのないようにしていただきたいと思います。

それから指定管理者の内容につきましては、今、社厚の委員会のおきにも説明いたしましたように今、2社から応募がありまして、現在、市の審査会の方で審議中でありまして、今のところどうだという話はまだ決まっておりません。

温度は39.5度Cであります。それから平成20年7月の測定時には38度ということで

ございます。

それから会議室の利用の金額1,500円ということではありますが、これは特に福祉施設ということでもないわけですから、そこで物販をしながら何かやるそういう利用の方法もあるわけです。今、ご存知のようにあの場所を一般の入湯客の方が全部ほとんどフリーに使っているわけです。ですからそれ以外に使う場合に有効に利用してもらいたいし、いっぱい払ってもらいたいという考え方もあって、福祉目的ということでない部分から定めた料金でありますから、ご理解をいただきたいと思います。

岩野 松君 最高額ということは600円だそうですけど今までから見ると、今まで200円か300円くらいで入れたというのが概念としてありますので、なおさら「うん」という感じを受けたのですが。それではないとは言いながらも、私が何で温度を聞いたかという、38度から39度というのはお風呂へ入る温度としてはちょっと低いですよ。そうすると、それに対するやはり何らかの補強も、やっていくうちにはあるのかなというのがありますけれども、そういうのは指定管理になった場合はどういう対応になるのかお聞かせください。

市民生活部長 当然、ぬるくて入れないような温度の これは原泉の温度でありまして、実際、利用に供している温度はこの温度ということではありませんので、間違いなく今でも多分加温をしているわけですから、当然、指定管理者に移行した場合でもこの温度が下がるなどということとはできるはずもないし、しないと思いますので、その点はそういうふうにご理解いただきたいと思います。

料金は、今の条例上の料金につきましては大人個人券が1回300円です。入っていただいているわけです。ですので、指定管理者に移行した段階ですぐに600円になるなどという話は到底できる話ではないわけですから、協定もしていく中で決まった段階で指定管理者と市の方でしながら、やはり広く一般に入っていただく安い料金ということも想定しながら、考えていかなければいけないだろうということでもあります。これはあくまでも最高をとっても600円。こういう考え方で条例で範囲を定めたということですのでご理解いただきたいと思います。

牧野 晶君 第5条、開館時間ですけれども、私、多分今午前10時から午後9時じゃないかなという思いが、現行は。私の勘違いだったらそれはそれで指摘してほしいのですが、このところの確認をしてまたそれから次に行こうかなという思いがあります。よろしくお願いします。

環境衛生センター長 時間の関係でございますが、ご指摘のように今の条例では8時半に閉めて9時までというふうに書いてございますけれども、一応今回の条例を制定するにあたって、一定の目安として指定管理者にお示しをする時間として8時半までということで整理をさせていただいております。したがって指定管理者の経営によっては、私ども今、深夜の時間帯はちょっと考えておりませんが、多少前後が出てくるものというふうに考えております。

牧野 晶君 結局今の条例の閉館時間は9時なのですよ。それが8時半になるということなのですが。現状でこういうふうな指摘が過去にあったのです。開館時間が9時までだけれども、8時40分頃もう出て行ってくれ、出て行ってくれという無言の圧力があるみたいなことを言われたわけです。そういう点を前、ちょっと。要はお金を払って、入浴時間が確か8時50分までとかそういうふうな張り紙はあったと思うのですが、そういうふうな無言の圧力があって、ちょっとお金を払っているのに、協力することには協力するけれどもあまりあからさまな、というふうな指摘があったので。

今回、そういうふうな感じのことにまたなれば、例えば8時半までに閉館であれば、8時10分頃もう無言の圧力というふうにも私は思いがあって、実際どうなのかなというふうに思いがあるわけです。非常に利用者としては、ちょっと面白くないのではないかなというふうに思うわけです。

これもまた今後の指定管理者の中で話し合いをしていくということを考えておられるのかもしれませんが、そのところ正直 以前の答えは、市長、ここの議場では言ったことはないのですけれどもその他の普段の議会活動の中で、わけのわからない答えが返ってきたなという思いがあるので、ちょっとここで今確認させていただくのですがどのようなお考えをされているのか。入浴時間は8時までだよとかそういうふうに言うつもりなのか。それとも8時半まできっちりやってもらうという感じにいるのか。そういう点、ちょっと考え方をお聞かせください。

市民生活部長 まさに指定管理者に移行した場合にサービスが落ちたということは決してあってはならないわけであります。指定管理者に移行して民間サービス、経営努力等々を導入しながらサービスの向上を目指すのも、一つの指定管理者制度の移行への目的でもあります。したがって指定管理者が決まった段階で、今言われたようなご指摘も踏まえながらサービスの向上に努めていきたいということであります。ですので厳格な時間を、8時だとか8時50分というようなことをきつく言われるような体制にはならないだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

笛木信治君 第109号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設条例の制定について反対の立場で討論をするものであります。この施設はいわゆる可燃ごみ処理施設の関係集落迷惑に還元する施設として作られております。したがって一般的な温泉施設ではありませんけれども、趣を異にするという点ではやはり私は対処する考え方も変えていかなければならないと思うわけであります。

他の温泉施設との整合性もあってと、こういうような料金設定であると思いますが、先ほどの説明からいいますと、その範疇でと。範囲以内というようなことも条例にも書いてあり

ますが、部屋の利用料が1時間で1,500円とか、入浴料が1回600円というのは、現行のほぼ倍になりますよね。指定管理者が必ずしもこの額でということではない、というふうに言われておりますが、私はあの施設がいわゆるそこでゆっくり温泉入浴気分を味わうというような施設ではなくて、やはり多くの人たちがちょこちょこっと来て、ちょこちょこっと入ると。ざぶんと入って、ざぶんと帰るという施設であると思うのです。

そういうことを考えれば、やはり一般の温泉という概念ではなくて、もうちょっと安易な、簡略に誰でも利用できる、そういう施設であるべきだと思うのです。そういう点からすると、私はこの料金設定は必ずしも適切ではないというふうに考えるわけであります。

そういったことで、この料金がただちに明日からこういうふう決められていることではないということはあるかもしれませんが、そこを考慮すべきであるという点では、ちょっと賛成しかねるという点がありますので反対するものであります。以上。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第109号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第109号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第110号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 すみません。わからないのでちょっと聞きますけれども。例えばでは、車に乗って1回大人が4人行ったら、1泊したらいくらになるのですか。例えばこのキャンプ場入場料とオートキャンプで普通車5,000円を使って、大人4人だと $3 \times 4 = 12$ で6,200円でいいということなのですか。それとも中学生以上は1日ということは例えば火曜日に泊まったら水曜日の分も払わなければいけないということになるのでしょうか。そのところ、ちょっと全然意味がわからないのでよろしくお願いします。

産業振興部長 お答えしますが、日帰りの場合は今ほど言いましたが、普通であればこれは今の5,000円ということではなくて、当然中学生以上はもう大人ですので1,200円に、日帰りでは3,500円がプラスになるというように見ていただきたいと思います。泊まりになればこの1,200円に5,000円がプラスになるということです。議員がおっしゃいました6,200円になるというような見方で別におかしくないような気がするのですが、いかがでしょうか。

牧野 晶君 要はこれの1日という意味がわからないわけです。1回であれば言われる

とおりだと思います。1日の規定の考え方を24時間という意味での1日なのか。それとも、という意味なのかで、意味がわからないなというふうに言ったので、すみません。

産業振興部長 大変失礼いたしました。私もこの部分は一応疑問に思ったのですが、会館、例えば建物のように開館します、それから閉めます。中を全部見れる場合は特段問題がないのですが、この場合は普通のところにどんどん入っていただくわけですので、番号を付けて確認をするというのはできません。基本的には日帰りの場合は朝行ったら夕方、泊まりにならないような段階で帰っていただくということで確認をしたいという、そういう話しでございました。こういうキャンプ場の場合などというのは、そういうある程度の融通性も必要なのかということで、私は一応納得しましたが。（「いや、泊まりになると」の声あり）

泊まりはあくまでも夜中いるという考え方で。だからこの泊まりの場合は書いてございますが、午後1時から翌日の午前11時まで。この皆さん方は泊まりになるというふうに見ていただければと思いますが。（「入場料が」の声あり）これは基本的には泊まりの方については、2日にばらしませんけれども、日帰りの方は1回です。よろしいでしょうか。

（「要は泊まりの場合は一泊」の声あり）はい、そういうことです。

佐藤 剛君 ちょっとわかりづらかったのでまたお聞きしたいのですけれども。料金的なことはわかりました。相対的にはこれにやると相当利用者の負担が増えるような感じになるわけなのですが、これに伴ってもう多分これは指定管理に移行しているところだと思うのですけれども、指定管理者との、こちらとの こちらへ入ってくる金ですよね。そこら辺、改正に伴って変わってくるのか。というか、指定管理が管理者の収入が増えるわけですよね。それに伴っての、何ていうか市との関係ですか、金銭的關係。

産業振興部長 失礼しました。ここは非常に優良でございまして、市の方から業務委託料は支払いをしてごさいませので、中でやっているということでひとつご理解をいただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第110号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第110号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

(午後2時22分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

議長 日程第22、第111号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第111号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第111号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第112号議案 大月ほたるの里観光施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 1点お聞きいたします。大月のふるさと会館というと、今までずっとほたるの時期になると、大変多くの方がおそらく見学に来ていると思います。私たちの地域のどこに大月のほたるの里はあるのだということで、よく聞かれるのです。やはりこういったほたるの里は名所としてなっているわけですが、そういった今後のほたるの里に対して、パンフレットでもちゃんと観光で謳ってあるわけですので、そういった対応はどのようになるのか。その点についてお願いします。

産業振興部長 部内協議、また庁内協議の中でも、このやはり「ほたる」というのはもう40年の後半部分から地元の皆さん方と育成をして、ようやくここまで来たそういう観光施設の一部でございます。ということで、建物の部分というのがちょっと私が説明不足でしたが、もう今、利用されるのが金額的に50～60万円くらい。お客さんが来てお金を払ってくれるというのが。そういうところに私どもの方から100万円を超える管理部分がある

わけです。その部分をまずもう、皆さん方まずは運営をしますか、という部分から始まったわけですので、その建物だけはいいいではないかと。だけれども、園地の部分はこれはやはり残したいというそういう考えがございます。それでこの条例は残しながら、年が明けましたら地元の皆さん方と、ぜひお願いしたいというようなかたちで協議をさせてもらいたいということで、これを考えております。

もう、ほたるの里の園地は元に戻して地権者に返せばいいというかたちではございませんで、これからも大事にしていきたいという観光施設でございますので、そのようにご理解をお願いいたします。

中沢俊一君 前者の質問に関連をしますが、ほたるの里というイメージを残しながらこの建物を業者に貸していきたいということであります。差し支えない範囲で、この業態ですよ。例えば、農林業であるとか、加工業であるとか、サービス業であるとか。あのイメージを壊さない程度の業態かどうか、その辺だけひとつお願いいたします。

産業振興部長 業態としては、言ってしまうとわかりますかね。出版業と言ってよろしいのでしょうか。出版業、はい。ということで、今の事前協議の中では、当然これはほたるの里に隣接をする場所ですと。できる限り地元の皆さん方と連携を深めていただきたいというお願いもしております。

そういう中では、逆にいえば自然農法などにも大分造詣の深い団体のようにございますので、ぜひそこは一緒にやりたいと。それからほたるまつりの時期には地元の皆さん方とも仲良くしたいと、そういう部分は伺っております。

ただ、私どもの方でお金を 今のところ屋根はなんとか塗り直しをしてさしあげたいなと思っているのですが、その他の改造部分については今のところ費用負担をする気がございませんので、今、その見積もり行為に ここは補助金が入っておりませんので改造できますので、自分たちでどの程度かかってできるのか。その辺が今、最後の詰めに入っておりますので、それさえオッケーになればゴーサインが出るかなとこう思っておりますが。以上でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第112号議案 大月ほたるの里観光施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第112号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第113号議案 上の原高原観光施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口智彦君 このFIVBのプレス発表ですけれども、10月29日の予定が延びて2月くらいであろうということですが。今ほどの部長の説明などを聞いてもNPOが将来的に体育館以外の部分についても活用できるかもしれないという見込みの中での話しですよ。今、あそこに行ってみますと外壁は確かに塗り終えましたが、屋根はもうこれから塗るといのは無理な常態ですよ。その中で、こういうような状況で、私もNPOさんがどういう動きをするかわかりませんが、プレス発表も含めてもう少し突っ込んだところで、実はこういうかたちで使いたいのだと。ここをこうしてくれというような話しがあったならば、それを聞かせてもらいたい。

産業振興部長 非常に残念であったわけですが、私らも期待をしていました10月29日のプレス発表。これが一つの新しい出発点になるのかと思ったわけですが、議員の皆さん方にも文書で大変失礼申し上げましたが、事情については説明を申し上げましたけれども。その後、私のところにNPOの定款関係の案はきておまして、私が直接担当しているということでございますので、一応見させていただいて、向こうの方にお返しはしてございます。それで私もこの後で補正予算の方でもまた少しお願いする部分がございます、早めにあらためてまたもう1回確認をさせていただきたいという部分を、今、向こうの方とメールのやりとりで協議をやっている最中でございます。

それで、今現在の工事の方の進捗状況でございます。議員さんおっしゃるとおり、屋根に実はもう入ろうかなと思ったわけですが、10時頃にならないと露が完全に取れない。それから3時頃になってしまいますともうまた露が上がりはじめるというようなことで、屋根についてはNPO予定者の方と相談をさせていただきまして、無理をして色あせが出たり、あばたが出たりというわけにはいかないということで、屋根につきましては来春の天候が好転してから再度やらせていただきたいということです。これについてはまた3月になりまして、繰越の方のお願いをしなければならぬのかなと思いますが、一応今のところNPOの方とは協議済みでございます。

それで今、屋根と外壁とそれから一部外回りの修繕につきましてもやっている最中でございますので、内部改装の部分がようやく相手様の方と一応詰めができましたので、近々に発注できるような状況でございます。今残っているのが、体育館の方の床磨きの部分とそれからバレーボール専用コートの金具関係をメーカーと詰めている最中でございます。ここはまだ発注の見込みがなんとか年内くらいにはめどを立てたいと思っておりますが、ちょっと問題が多くありすぎまして、この場で12月中にそれが解決するとはちょっと言われませんので、場合によっては1月にずれ込むのかもしれませんが。

後は向こう様の方との約束では1月の末、ないし2月の初めにはあらためてプレス発表と

ということで話はいただいておりますが 「が」というのは、これはかなり企業協賛をいただく予定でございますが、このような一挙にぐっとくるというのが想定外であったようでございます。その部分が今の協賛予定企業とNPO予定の方での調整を多分やっているのだらうと思いますが、その辺はちょっと今私の方が見えませんので、何とも試してみようがないのですが。そこら辺もこの後の進展具合の一つにもなるのかなというふうに考えております。以上です。

寺口智彦君 NPOと市との話はおそらく紳士協定というか、最終的にいえば必ず契約といたしますかそうなるのでという信用のもとでやられると思います。けれども、ここを利用していらっしゃる方々からすれば、寝耳に水という部分もありました。この体育館以外の部分についても将来的にどうなるかもわからないというのであれば、今、利用されている市民の方たちにもある程度その情報を共有していただかなければ、いろいろなところでこれから難しい部分が出てくる。ここを活用しての新産業誘致というかを考えているそうですから、そういう部分についても非常にまたマイナス部分出てくると思うのです。その辺を慎重にやっていただきたい。

産業振興部長 一応地元の方とは、きちんとNPOの関係者がこちらにおいでいただきまして、役員の皆さん方においでいただいて、そこでまずこの導入の関係の市の考えか方、それからNPOとしての予定の考え方等をお話をしました。それで結果としては共同組合の総会の中で、「では私たちもわかりました」というような内容でございますので、無理矢理これを取り上げたということではございません。地元の皆さん方も今の合宿の形態、それからスキーヤーの形態等々を見ていけば逆に言えば、これと一緒にやってやりたいという、そういう方向は組合長さん等々、役員からも伺っております。そういう意味では、先ほど市長が言いましたが、寝耳に水ということではなくてやっております。

それから情報についても私らのところに来ない情報までやれませんが、ある程度私らが承知している部分でこの部分は大丈夫だなという部分はやっております。それから昨日、今日と組合の皆さん方とも今、体育館の後片付け、掃除等にも入っておりますので、そういう部分では向こう様の方と全然連携していないということではありませぬので、よろしく願いいたします。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第113号議案 上の原高原観光施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第113号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第114号議案 しゃくなげ湖畔観光施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第114号議案 しゃくなげ湖畔観光施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第114号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第115号議案 直江兼続公伝世館条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 直江兼続公伝世館ということでちょうどいい条例が出ましたので、少し市の考え方を確認しておきたいなというところがありまして質問させていただきます。このような非常に歴史とか文化、あとあるいは博物館、あるいは美術館。こうしたものを取り扱うところというのは、おおむね指定管理者制度が導入されてから全国の自治体の動きの中では、元々民間で営業してこれで利益を上げていこうというそういう目的ではないわけです。やはり例えば南魚沼市の歴史であり、文化であり、伝統である、こうしたものをきちんと後世に伝えていくべきものであらうと。こういうことで博物館とか美術館があるのではないかと。このような考え方。そういう中で、指定管理者にいったん移したものが直営に戻していくと。そういった博物館、美術館なりの存在意義というものをまた改めて見直していくという、そういう自治体が増えているというそういうことをある文献で読んだ機会がありました。

この直江兼続公伝世館については、今、直営で始める。それでその後は指定管理者に移していくということの予定なのですが。これは市の判断であればそれはそれでよいのかもしれませんがお伺いをしたいのは、やはり私はそのようにきちんと博物館なり美術館なり、こういったものは市が直営できちんと管理していくべきではないか。後世の市民に残していくべきではないか。そのように思うのですが、考え方をお伺いいたします。

市長 腰越議員のおっしゃることは十分理解をします。一番今そういう面で、見直し機運が高まっているのが図書館とかそういう部分であります。私どもの地域の図書館も本来これは直営がいいわけですが、ああいう施設のなかの一部になっていますので今は指定管理者制度。新たに、これはまた14～15億円かかると思うのですけれども、今度は図書館はいらぬなどという話が出るかもしれませんが、それを作った際にはやはりこれは単独で、市が直営という方向をもっていかなければならないという思いであります。

美術館とか博物館とかというのは原則的にはやはりそういうことだと思っておりますが、この伝世館につきましては、そこまでのまだ位置づけにも至らない。ちょっとこうある意味では中途半端といいますか、そういう部分もあるうかと思しますので。また、史談会の皆さんやそういう皆さんとよく協議を進めながら、直営がいいのか、指定管理者制度できちんとやっていけるのか。1年間のうちによく検討をさせていただきたいと思っております。趣旨は十分理解いたしております。よろしく申し上げます。

山田 勝君 今に関連しますが、この条例を私は総務部の方から出されるものかと思つたのですが、やはりこれは観光の方を主とするものか。その辺の考えを1点伺いたいのと、それから細かいのですが、開館時間ですね。開館時間はやはり4時半というこれに変更することができるというふうにあるわけですが、夏場の4時半という非常にまだ明るくて時間もったいない。そうするとここに浮かんでくるのが公務員的な5時15分で終わるよ、その前に閉館しますよと。そういう感覚がここに表れているような気がしたので、もう少しこれを柔軟な夏場時間とかそういうものを明記してもいいのではないかと、その辺の考えも伺いたいと思います。

天地人推進事務局長 所管の件でございますが、総務部ではないかということでございます。実はこの伝世館につきましては、まちづくり交付金という事業を導入させていただきます。その中での位置づけが観光体现施設という兼続公のまちづくりというようなかたちをとらえた交付金事業でございます。そのためにこのたびは、一応観光産業振興部の方で条例をあげさせていただいたということでございます。

それから時間でございます。時間につきましては第2項にございますように、一応夏場等日が長くなったときには、当然変更も考えているということでご理解いただきたいと思います。

高橋郁夫君 5条のやはりこの休館日。木曜日は休館するというかたちなのですが、博物館の方も休館日を設けるのかどうかはわかりませんが、基本的に観光客が曜日を選んで来るわけではありませんし、来た観光客は見ようと思ったら、というか 今もやはり

塩沢のあたりでも休館日を設けていると、やはり観光客が来て「ああ、休みだな」と言って帰る人がよく見かけられますけれども。やはりこういった観光の施設は基本的には年中無休が原則だと思うのですけれども、そこら辺の考えをお願いします。

天地人推進事務局長 休館日につきましては、来年1年につきましては無休という体制を現在考えております。これも2項にございますように、一応市長の了解のもとでそのような対応をしていきたいと。22年の1月以降については、またこの条例どおりにするかはまだ決めておりませんが、一応、博覧会を含めて来年1年は無休という体制でやっていきたいと考えています。

和田英夫君 既に内部で協議をされているかと思いますが、今、小学校の授業で総合学習なり社会教育、市内なり市外のいろいろなそういう施設を勉強されておるわけです。特にこの伝世館なり天地人博については、また市内の小学校でも一つの教育メニューに入れられるというふうに予想されるわけですから。これは団体で100円とかということですからそれはそれでいいし、あるいはまた市長が特に認めるといふことですから。これはやはりある程度小学校の一つの教育メニューになるものについては、例えば無料だという何かそういう

もちろん話し合いをされているかもわかりませんが、その辺をそうした方がいいのではないかという気がするのです。どうですか。

天地人推進事務局長 ご指摘の小学生の対応でございます。確かにこちらの中には一応減免規定もございます。正直言ってまだ伝世館については、教育委員会あるいは小中学校の校長先生等にはあたっておりませんが、実はこちらでやる博覧会の方につきましては既にご案内さしあげてあります。残念ながら無料ではございませんで一律減額した中で100円でございますかということ。確かに教育の一環としてぜひ、地元の兼続・景勝と二人の英雄なわけですから、そのゆかりの場所を見学していただきたいというご連絡はさせてあるところでございます。伝世館については、これについては今後検討をさせていただきたいということでございます。

和田英夫君 事務局の考え方はわかりましたが、教育委員会、学校教育課の方々は、今ほどは校長先生かなにかとの話で天地人博は100円で一応話はついたようでありませけれども。この辺はせっかく天地人博に来れば伝世館に、ということも考えられるわけですから。ぜひ、その辺はなるべく小学校の授業で取り入れられるような、ひとつ協議をやはりしていくべきだと思いますが、教育長、どうですか。

教育長 議員のおっしゃるように入り組んでいきたいと、検討していきたいとこのように思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第115号議案 直江兼続公伝世館条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第115号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、第116号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点お伺いいたしますが、21ページ。徴税費のところでありまして、魚沼地域地方税特別徴収対策チーム運営費負担金。額は少ないのですけれども、これは例の県と魚沼市と南魚沼市と湯沢町というようなことでチームを組んで徴収をするということで多分10月から 正式には来年度からなのでしょうけれども、始まっていると思うのですが。それは多分、その4自治体の全部の税を取り扱うわけではないのでしょうか、どの辺を主にチームを組んでやるのかということと、10月からの成果というのは見えているのか。

もう1点は、一人、どうも毎日ではないようだけれどもそちらの方のチームに加わって、県税事務所の方に行っているわけなのでしょうけれども、こちらの方の徴税の事務に支障は出ていないかというあたりを1点。

もう1点が、27ページですけれども、衛生費の環境衛生費の斎場改築事業費ですが、大分減額されています。土地造成工事については一部翌年度に先送りをしたということなのでそれはよろしいのですけれども。実施設計が終わったということで1,150万円ですか、減額になっています。私のメモですと当初2,200万円くらいでしたか、2,250万円くらいでしたか。これは請け差ということなのですが、非常に額の差が出ているというか半分くらいになっているのですけれども、何か特別に設計変更とか事情があつたことなのかということもあわせて2点お願いしたいと思います。

市民生活部長 1点目のいわゆる収税対策チームの関係で、10月からスタートしてそれぞれ言われたような自治体から出てやっているわけでありまして。成果はどうかということでありまして、実績的にはそちらの方に対象として引き継いだ部分が、精査をいたしまして42件ほどありました。その結果、何らかのアクションがあつてそちらの方に移行しない方がいいかというのが28件ほどでありまして、納付額といたしまして金額的には合計で41万7,000円ほどの納付があつたということでありまして。

全然アクションがない人たちについては、15件ほど出ております。ということでそういう人たちについては、再度機構の方からの強い申し出による差し押さえ予告が出て対応して

おりますので、それなりの成果はあったというようなアピール効果は十分にあったらうというふうに私どもは感じておるところであります。

それからもう1点の、毎日そちらの方に各町から行っているということではないわけでありまして、一人行っているわけです。残った事務の方に支障が出るかということでありまして、全然ないというわけにはいきませんが、それぞれ計画的なローテーションを組み、皆で協力しながらやっています。そのために従来私どもがやる部分の税収の収納の方に支障が出たということにはなっておりませんし、課全体でカバーできているという内容でございます。

それから環境整備の関係の1,150万円の委託料の減額ですが、これは請け差に伴って減額した部分が確定しましたので、ここで減額させてもらうということで計画変更があったというようなことではありません。以上です。

佐藤 剛君 最初の21ページの部分につきましては、現状の運営はわかりました。ただ、チームを組んでやる部分は、先ほど言いましたように多分市の滞納部分全額ではないと思うのでその辺、どういうところをチームでやるのかというところの説明がちょっと漏れたので、そこをお願いします。

そして先ほど言いました27ページの方。ちょっと私では勘違いだったかもしれないのですが、請け差で1,100万円減額ということだったのですが。では元々の事業費といたしますか設計委託料は2,200万円くらいではなかったですか。ちょっと半分になったということですか。

市民生活部長 確かに、27ページの委託料の減額ですが、入札をした結果、非常に大きく金額が落ちたということだけでございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

税務課長 今ほどのご質問でございますが、新しい徴収組織に引き継いだのは、先ほど部長も申しあげましたように、当市の分といたしましては42件を予定してまして、実質的にその間、これから引き継ぎをするぞ、いいか、という文書から始まりまして、実際に引き継ぎをすると、新しい組織の方から引き継ぎましたと。今後、我々の方で対応しますという、そういう文書を出すわけなのです。そういったかけひきの中で、とてもそこに引き継がれてはたまらないということで、こちらの方に何らかのかたちのアクションがあったという部分につきましては、先ほど部長が申しあげましたとおりです。

順次洗い直しをしていきますので、この42件で固定をするということではなくて、向こうの方の業務の進み具合を見ながら、また逐次追加をするというふうなかたちになるかと思っております。最初は各3市町でほぼ30件程度、あわせて100件程度を洗い出しをしようではないかということで始まりまして。それぞれの各市町がほぼそのようなかたちで洗い出しをしまして、今10月からスタートを始めたという状況であります。

洗い出しの基準につきましては、2年間全く納付がないもので、金額としては大体50万円以上くらいのもを目安に洗い出しをしてみてくださいというようなことの指示がありまして、

それを元にしましたけれども。それぞれやはり現在、実際に交渉あるいは分納なり、そういったものが入っている皆さんについては改めて移す必要はございませんので。ほとんどそういった折衝がとれない、連絡が取れない。あるいは今まで返事はあっても履行がないというような方たちが順次引き継がれていくというようなかたちで今、動いております。

中沢俊一君 2点お伺いいたしますが、13ページ、観光使用料についてであります。前の議案で伝世館の占用利用の料金ということが出ておりました。このことについては想定されるのは、例えばNHKがロケで使うとか、1日貸し切りで使うようなことが考えられるわけであります。本会議でも質疑がありました。そういうようなロケに使われたということになると、観光資源としての価値が上がるわけであります。そのような申し入れとか、また逆に向こうからそういうロケの申し出とかそういうことがあるのかどうか、1点お聞かせください。

それから、先ほどちょっと曖昧に聞いていたのですけれども、19ページ弁償金のことでございます。8月、9月分の本来収めるべき源泉税でしょうか、所得税。これは職員給与に関してというふうに私は聞いてしまったのですけれども、それは本当でしょうか。確認させてください。

天地人推進事務局長 伝世館がロケでの使用の申し込みがあったかということでございますが、残念ながら申し込みはございませんでした。すでに生家のロケの部分については終わっていると。撮影が済んでいるというふうに聞いておりますので、残念ながら私も、非常に要望はさせていただいたのですけれども、ロケの使用というのはちょっと難しいということでございます。

総務部長 弁償金の関係で、職員の分だけかというご質問でございますが、南魚沼市、市が納税義務者になっている部分すべてでございます。

(「議長、23番」の声あり)

議長 ちょっと待ってもらえますか。

総務部長 ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。源泉税は各事業者が給料なり報酬を払う前に天引きで取らなければならないわけです。それをまとめて翌月に税務署に払うと、こういうシステムになっておりますので、市が支払う部分のものについてはすべて。職員だけではなくてすべて入っています。

中沢俊一君 人間のやることですから間違いは起きるわけですが、まあちょっと信じられないような気がいたします。さっき監査請求という言葉があった気がしますが、監査委員にお伺いしてよろしいでしょうか。どういう判断をして、また指摘をされたか。ひとつ聞かせてください。

廣井監査委員 職員の賠償責任の監査請求につきましては、11月10日に市長から監査請求がありまして、それに基づきまして私どもが11月12日から25日の間にかけて、関係職員からの聞き取り調査なり、書類の監査を実施いたしました。それで今ほど話がありましたように、主に職員の給与からのかかる所得税ですけれども、これを8月分が納めなく

てはならない所得税が約1,330万円。それから9月分が1,280万円。この額を翌月の10日までに税務署に納めなければならなかったのを、8月分を2カ月忘れて、それから9月分を1カ月忘れて2カ月分を一緒に納付したとこういうことであります。

それでこれにつきまして、税務署の方にも関係者が行って何とかという話はしてきたということでもありますけれども、税務署の方では延滞税、ならびに不納付加算税、まけることはできない。こういうかたちになりまして、延滞税が7万2,000円くらい。それから不納付加算税が66万6,000円というようなことで先ほど話がありました約75万8,000円というものであります。

それで2カ月忘れた。毎月これは定例のもうやらなければならないことであります。確かに忙しかったことには間違いのないわけですがけれども、本人も関係者も言っているように本当に単純な失念と。こういうことで賠償責任があると。要は市にこれを負担をかけた。こういうことでありますので関係するといいますが、権限ある課長についてこの賠償責任ということで決定し、市長の方へ報告したということでございます。ちょっと飛び飛びで簡単でございますが、以上であります。

阿部久夫君 1点だけお聞きします。21ページの雪まつり実行委員会の補助金ですが、大体この時期になると、雪まつりの補正がよくあがるなというふうに私は思っています。冬、雪まつりは、先ほど部長の話だと「天地人」を盛り上げていくために補助金を補正で上げたという説明でございました。

雪まつりになるとやはり塩沢地域におきましては雪譜まつりもありますし、大和地域におきましてもやはり毘沙門のまつりがあったりして、それぞれ「天地人」にかけてみんな盛り上げていこうという機運は、全部のまつりにあると思います。だけれども、六日町の地域の雪まつりになると補助金を使って盛り上げていく。これはどのような盛り上げ方に考えているのか。どのように考えているのか、ちょっと説明が足りなかったのものでその説明をお願いします。

市長 内容につきましてはまた担当の方でお話しますが、別に六日町だけだからやったという意味ではなくて、「天地人」に関連をして何かこの限定の事業とかそういうことについては市の方で補助金を出します、という話しをしているのです。

ただ、浦佐の毘沙門まつりは大和町時代から政教分離、こういうことがありまして直接的な補助金は一切出しておりません。除雪等の関係、あるいは雪がなくて雪を運んだりということの中では市が若干のお手伝いをしていますけれども、一切やっておりませんのでこれは全く別問題であります。

雪譜まつりにつきましても、実行委員会等やっているわけです。その中で、例えば今年は「天地人」関連でこういうことをやりたいのだから、市は何とか考えるという話が出てくれば当然考えますけれども、いまだそういうこともありませんし。雪譜まつりを「天地人」に結びつけるというのは、ちょっとある意味で無理があるのかという部分もありまして、ということなんです。

ですから、六日町だけということに考えないでいただきたいですね。南魚沼市雪まつりになっておりますので、そういうことです。内容はちょっと今、概算があがっているものを説明申し上げますのでよろしく願いいたします。今年に限りです、これは。

天地人推進事務局長 このたびの雪まつりのスケールアップということでございますが、ご存知のとおり雪まつりにつきましては、実行委員会、それから企画委員会というような中で十分吟味され、お話をされているということなのでございます。この中で今年の雪まつり会場全体を「天地人」モードといいますか、全体をそういうような装飾をとりたいと。そしてその中で御館の乱を会場でひとつ実現といいますか、再現したいというようなことで、それぞれ劇団員の方を頼んだりしながらそのような戦闘シーンといいますか 私はまだ台本等ができ上がったのを見ていませんので何とも言えないのですけれども そのようなかたちでそれぞれ観光者の皆さん方にそういうものを見せたいというように聞いております。

あわせて、当然雪のステージができるわけなのですけれども、それとは別に直江兼続、景勝の雪像もあわせて作りたいというお話を聞いております。そのような中で、雪まつり自体が県外からのお客さんが非常にたくさん来ますので、そこで「天地人」を十分ピーアールできたらなというふうに考えている次第でございます。以上です。

宮田俊之君 先に手を挙げたかったですけれども、今の説明の中でスケールアップということですので、おそらく続いております復興基金の方を使われているかと思うのです。これは2日間で、この実行委員会がいくらの事業費でやられているうちの、今回の300万円の補正なのでしょうか。その他にも多分額は出ているはずでして、補正の部分で今300万円分のスケールアップをしたいということなのか。ちょっとその辺、もう1度整理して教えていただけないでしょうか。

市長 この雪まつりは、今、復興基金で1,000万円か1,500万円・・・(「1,000万円」の声あり)1,000万円ちょっとですね。それから雪像、いわゆるステージ作りに、これは市の方で900万円だったか1,000万円ですね、これをあげております。その他に運営費がちょっとあったか。今、通常の雪まつりをやるのには大体、1,000万円は来年で打ち切られますからこれは通常ではありませんけれども、大体通常1,000万円から1,500万円くらい。今年はそれにこの「天地人」ということがありますので、ちょっとスケールアップしたいということで300万円ですから、全体とすると復興基金も含めると、今年が約3,000万円くらいでしょうか。来年は復興基金分がなくなりますので、そして今のスケールアップもなくなりますから通常の雪まつり体系に返っていくのだろうと。ただ、また新たな視点が出てくればこれは別ですけれども、そんな状況であります。

天地人推進事務局長 ただいまの市長がおっしゃった部分の中で、事業費自体は約2,800万円。元々の部分が2,500万円です。その他に今回一応300万円を上乗せするというようなことですし、市長のおっしゃったキャンペーン事業。この1,000万円の部分につきましても、その中に当然1,000万円入っているわけですけれども、その部分につきましても来年のキャンペーン事業があるかないかという部分については、まだ不確定という状

況で、なくなったというふうでもないという状況でございます。

宮田俊之君 はい、わかりましたが、2日間で約3,000万円近い事業費をかけるということかと思うのですが、一大プロジェクトですので成功していただきたいのですけれども。これは実行委員会の運営費の補助金ですので、普通でしたら実行委員会の皆さんが人を出したり負担金を出したりしてやっていくことだと思うのです。

今の2,800万円は当然、公の金だけで、それから例えば商工会なり温泉組合がいくらか出していると思うのです。その辺もちょっとあわせて教えていただきたいということと、あとの実行委員会自体、決算というものはどこにどんなふうに報告されるようなものになっているのですか。大部分は公の金が入っているわけですのでどこかしらに 復興基金の事務局はわかりますが、それ以外、公に対してこの決算を公にされているのかどうかというのをちょっと伺いたいのです。

産業振興部長 内訳の部分でございますが、実は細かい部分までというのが頭になかったもので、それを今、取り寄せましたので。まず歳入の部分でございますが、負担金としまして、市を除く関係団体の方の負担金が・・・公表というのは今のところで私どもの方が、例えば広報に載せるとかそういうのをやってございませぬので、実行委員会の中で決算報告があるということと、私どもの方に補助金の部分から入っていますので、その部分の実績報告でしょうか、それが参るという内容でございます。

(「その前段のことも聞かれているのだから、内容がどうか。負担金などはどうなっているのか言われている」の声あり)

すみませんでした。私が冒頭説明しておりました負担金部分。これが今年予算の関係でございますが、観光協会だとか、それから温泉旅館組合、商工会、この皆さん方からの負担金が約41万円です。それから補助金、これは私どもの方、市の補助金が1,000万円ほどです。それから復興基金の方が約1,000万円です。それから寄付金の関係がございませぬ。事業所、それからほんやら洞の参加する区の方からの負担金がございませぬので、それらを全部入れまして365万円ほど。それからそれぞれの出店が出ますので、そちらの皆さん方からの出店料、それからワンコインバスも動かしますその使用料等々で2,530万円というのが今年総事業費の枠です。この他に今の300万円がプラスになると。これはスケールアップということで。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、補正予算についての基本的な考えをちょっとお聞きをいたします。当初予算で見れなかった部分、あるいは先ほど説明があったように、急きょ発生した事業、あるいは事業が確定をしたという部分で出てくるわけですがけれども。

今、国会でも議論をされているのは、サブプライムから始まったリーマンブラザーズ、それから金融不況、そして100年に1回の景気不況という部分が議論されています。290億円くらいの予算の中でそのことを手当てするというのはなかなか難しいかもわかりませぬけれども、この補正予算を組むについてそういう議論があってこの予算編成になったのか。

その辺をまず最初にお聞きをいたします。

市長 当然この不況対策については議論をしております、現行の予算の部分で対応できる部分、あるいはもし、現行予算で対応できないということであれば、ここに間に合わない部分は予備費なり、あるいは専決なりでやらせていただこうと。

一応、今のところは例えば考えておりますのが、まだはっきりはしませんけれども信用保証料、今、2分の1補助しているわけですが、保証料ですね。これを例えば全額補助した場合にどの程度の資金需要が出るのかというのがまだつかめないのですね、ちょっと。

今、予算的にはある程度処置をしてありますが、その予算の範囲で収まるか否かということもちょっとわかりませんので、そういうことをやりながら年内中にその景気対策の第1段といいますか、これはきちんと出さなければならぬと、そういう思いであります。

ですので、間に合えば、金融機関の調整とかそういうことで間に合えば、当然今の補正に上げるわけですが、ちょっとこれが上げ得なかったということもございますので、その点はひとつ皆さん方からご理解いただきたいと思っております。

笠原喜一郎君 この予算の中で一つ載っているのは福祉灯油という部分で載っていますね。あとは先ほど収入、歳入の中で法人市民税のそれが4,000万円と500万円と4,500万円減収ということであります。なかなか非常に容易ではないというのが実感としてわかるわけです。

所信表明の行政報告の中に制度資金の利用状況というのがあるわけですが、この利用状況を見ると、昨年と比べてなかなか利用していただけない部分が載っています。それはこの制度自体が果たして今のそういう部分に対してきちんと対応できる制度になっていないのか。あるいはもう借りる側がそれだけの体力がないのか。その辺、この前商工課長のところへ行ったら、今日、金融機関と打ち合わせがあるのだという話してはいたけれども、今、企業の現実というか、どういう今の状況であるかということのをちょっとお聞きいたします。

それからこの制度資金について、先ほど答弁があったわけですが、本当にこの産業育成資金、小規模育成資金というそのことで対応ができるかどうか。その辺も含めてお願いします。

市長 担当課の方から、去年に比べて今年は制度資金の利用状況が非常に落ちています。資金需要がないのかあるのかということですが、非常に落ちています。なぜかという部分につきましては、制度の使い勝手が悪いということ以前に、企業としての体力がこれ以上例えばお金を借りてもなかなかどうにもならないと。この景気の悪化もそういうことですが、そういう感じだということが主であります。

今またこれがうまくいくかどうかわかりませんが、実は税金の滞納、この項目を例えばいったん、100年に1度と言われる部分ですから解除をしたとしますと、相当の需要が出てくるという予測はあります。今、大体滞納者については一応除外させてもらっていますので、それでもいいということに切り替えれば、これは相当の資金需要が出てくる。需要と申しますか。それに対応できるか否かということも含めてやっていかなければならないと思ってい

ますが。

私はこういう時期でありますので、できれば、それは何百万円、何千万円というのは別にいたしまして、2年、1年くらいの滞納が今、出ている。だけれども今ここで資金注入をすればきちんとこの企業が立ち直るとか、そういう部分についてはやはりこの対象に、これだけの不況でありますから加えるべきではないかという気がしておりますが、もう少し金融機関との打ち合わせ、それから私どもの方の金銭的な部分の内容の詰めをさせていただきたいと思っております。いずれにしても議会で何とかその方向は出したいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

笛木信治君 37ページ。ここに要保護と準要保護児童この扶助事業のことが載っておりますが、小学校については336万円の増ということになっております。これは昨今の経済情勢を反映して、若年世代の間でやはり低所得が広がっていると。格差社会の進行がここにも現れていると思うわけでありまして。その下段での中学校での増加分を見ますと、これは20万円ですか。児童生徒の数が半分だとしてもこの差がかなりあるのですが、これは小学校と中学校ではいわゆる要保護・準要保護生徒に対する対応と申しますが、そうした点に差があるのか。対応の点に違いがあるのではないかというふうに思われるわけですが、そこら辺についての実情とそれから考え方をお聞きいたします。

教育次長 この要保護・準要保護につきましては年度によって大分波があるというか、そういうのがあります。昨年度の実績を元に予算を組んだわけですがけれども、昨年は逆に中学校が増えて、小学校が減ったとそういった状況がありました。今年度につきましては、昨年度の実績を元にしてやったという関係でありまして、小学校の方が昨年度に比べて増えている。中学校はそれに比べて昨年度多かったのを元にしてありますので、それほど増えていないと。そういった状況で小学校の方が多く出ていますが、中学校の方はまあまあといったかたちになっております。

それと今回の補正につきましては、給食費の改定がありましたので、その分も増えているということでありまして。人数から申しますと、小学校の方が昨年度に比べて30人くらい増えていますし、中学校の方は昨年度並とそういった状況です。

腰越 晃君 35ページ、教育費についてお伺いさせていただきます。教育相談適応指導事業費6万4,000円という増額ですがこの内容について。これまでの推移の中で中学校の不登校児が増えているというそういう中で、事業内容が今年の中で変動要因があるのか。そのところをお聞きしたい。

それから次の学校支援地域本部事業。この予算を見て初めてこの事業を知ったわけなのですが、何をやられるのかについて教えてください。

教育次長 1点目の教育相談適応指導事業についての補正内容については、内容自体はよろしいでしょうか。こちらの方は教育相談とそれから不登校の支援教室そういうものが対象になる事業であります。この補正予算の内容については、相談業務につきまして今現在、青少年の電話を使わせてもらっているのですけれども、相談業務専用の電話をつけたいと、

そういった内容の補正内容であります。

それで業務自体につきましても、今年度、相談業務それから支援教室につきましても、社会教育課で一緒だったのが一応学校教育課と分かれたと。そういった関係で業務の見直し等を今現在やっております、来年度についてもまたどういふふうにしていくかいろいろ相談しているところであります。

それから学校支援地域本部事業であります、これにつきましても今現在もやっていると思うのですけれども、学校に対しまして地域ぐるみで支援しようと、そういった事業であります。平成20年度から始まった新しい事業でありまして、文科省の事業のモデル事業ということで、3年間の事業というふうになっております。

内容的には、構成されますのが地域コーディネーターを設置いたしまして、その他学校ボランティアの育成、それから協議会を作ると、そういったもので構成されております。具体的に言いますと、今現在もやっていると思いますが、授業のボランティアによる補助。それから読書活動の支援とか、部活動の支援。そのほか登下校時の安全指導とか。そういったことで今現在もボランティアをやっていると思いますが、それをもう少し組織的に全学校に普及させようというのが国の考え方でありまして。今年度、全国で1,800カ所、1市町村に1カ所ずつというようなことでそういった補助事業が入ってきまして、大崎小学校でそういった格好の事業に取り組むという内容であります。

なおこの本部につきましても、文科省としては来年度もう少し拡大していきたいというふうなことで予定されている内容であります。

腰越 晃君 教育相談については相当、担当しておられる先生方は厳しい状況ではないかと思っておりますし、また社会教育、学校教育。これは今年から学校教育が担当するという話をお聞きしていたのですけれども、まだ検討中ということなのですが、次年度に向かってやはりどういう体制でいくのか。具体的なものがあればもう1回伺いたい。

それから次の学校支援地域本部事業ですが、3カ年の文科省モデル事業ということで、これはあれですか、学校の中にこういった事務局といいますかそういったものを作って、そこでコントロールしながら、管理しながら進めていこうというお考え、そういう事業になるのか。

これは同じ名前なのですけれども、ある都内の中学校で非常に成功している例があるということを知っているわけなのです。やはり学校の中に地域の人が入っていく。そうやっているいろいろな意味で学校を、児童なりを援助していくというそういう考え方で行かれるのか。言い換えれば学校の中に本部を置いてやるのか。

それとあと3カ年モデル事業ということなのですが、来年は少し文科省は範囲を広げると。これはあれですか、うまくいったら市内小学校全部にこういった事業を展開していくという構想なりがとおりなのか、お伺いいたします。

教育次長 では後段の方だけ。後段の方につきましてもありますが、今回、モデル事業ということでありまして、これについては国の考え方としては中学校区に1カ所と、そ

うふうな考え方でやっております。ただ、それが無理なときにはいろいろな柔軟的な考え方ということで、今回は中学校区ではなかったのですけれども、小学校区、大崎小学校が手を挙げたというふうな内容であります。

国の方が考えているのは、学校教育ボランティアというのは各学校で今現在もやっているわけですが、特徴的なことといたしましては地域コーディネーターを設置するという。そこら辺がちょっと特徴的なものでありまして、地域コーディネーターが各学校のボランティアだとか、そういったものをいろいろコーディネートすると。そういったところに特徴のある事業ではないかなというふうに思っております。

それからこれは文科省の予算の要求内容でありますけれども、来年度は倍の3,600カ所にしたいというふうなことの情報が入っております。

学校教育課長 教育相談の部分についてお答えします。去年まで青少年育成センターということで、青少年育成の部分と、教育相談の部分と、不登校の支援教室の3本が社会教育の組織でした。この4月から教育支援センターという組織を立ち上げまして、教育相談と支援教室の2部門について学校教育課が管理というか組織しております。

教育相談は二日町に事務所を置き、支援教室は塩沢、六日町、大和3カ所にあります。それで今考えているのは、教育相談と支援教室がより密接にジョイントしていきたいということで、できれば今ある二日町の施設からどこかないのかということでもまだ決まったわけではないですが出させていただいて、相談部門と支援教室が一体になることによって機能的に動ければいいなというふうに思っております。その理由として、二日町に入っている教育相談の部分がちょっと部屋が手薄だったり、相談室が手薄だった部分も含めて解消したいなということで今、検討中でございます。以上です。

腰越 晃君 今の質問で答えていなかった部分があるのですが、この支援地域本部事業。これをモデル事業として取り入れていく今後の展開についてどのようにもっていくかというところのお答えがなかったように思うのですけれども。どの程度これは重要なのかということ、かなり重要な事業になってくるかと思っておりますけれども。やはり答弁を伺っていてもイメージとしてコーディネーターがいるのだと。これはいろいろなボランティア等をコントロールしながら、子供たちのためにさまざまな事業をやっていくのだと。そういうことはわかるのですけれども、どうもイメージとして湧いてこないのです。

先ほどお聞きしたように、学校の中でやるのか、外でやるのか。常時置くのか置かないのかと。そういう問題もありますし今後、今ほど、小学校でやるのだけれども中学校だと。中学校なのですね、実はこれ。当初始められたというか、構想の中にあっただのは多分。だから、今後これをどうするかたちで、どのように市内の小中学校に展開していこうかと。そういうところがちょっと見えないので、もう1回、できれば具体的にお答え願えればありがたいのですが。

教育次長 今後の予想ということですが、一番問題になるのは財政なわけですが、この事業は100パーセント補助事業でありまして、3年間経つと補助事業がなくなる。そ

して一番お金を要するのは、コーディネーターにかかる費用が一番多いと。そういうことで、コーディネーターの部分について非常に重要だということになれば、補助事業がなくなってもそれはまた続けるということになるか。それは今後の課題であります。

その他の部分につきまして、先ほど言いました学校内に協議会を作ると。地域ぐるみの協議会を作る。あるいは教育ボランティアを配置する。こういった部分については特にお金というのはかかりませんので、積極的に全校そういったかたちがとれるような、このモデル事業をとおした中でノウハウを得た中で普及していききたいと、そういうふうに考えています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第116号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第116号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は12月15日午前9時30分、当議事堂で開きますのでよろしくお願いをいたします。どうも大変ご苦労さまでした。

(午後4時37分)